新・下野市風土記 華麗なる一族(1)



下野市教育委員会 文化財課

下野国の功労者

下野国出身の実在の人物で、功績をあげた人として、何度か下毛野朝臣古麻呂を紹介してきましたが、改めて古麻呂から始まりその後『日本書紀』、『続日本紀』などに記載された一族の人物について記してみたいと思います。

天武天皇13(684)年11月1日、それまで下毛野君を名乗っていましたが、このとき、下毛野朝臣の姓を賜りました。同時に朝臣の姓を賜った氏族は日本書紀によると他に52の氏族がいたそうです。

古麻呂の実績

持統天皇3(689)年10月22日、下毛野朝臣子麻呂(記載は子になっています)は自分の所有する奴婢(奴隷)600人を解放することを朝廷に願い出て許されています。下野一族が600人の奴婢の所有権をもっていたとしても、奴婢は一族が所有する田畑を耕作する人員のはずですから保持するすべての奴婢を解放したとは考えられません。解放人員は一部の人数だと推測すると下毛野一族は相当数の奴婢を所有していたと考えられます。

この奴婢の解放は仏教的な考えから行われた とも考えられています。仏教には殺生を禁じる 思想があり、魚や鳥、獣などの生物を解放する 儀式「放生」があります。最初の放生は天武 6(677)年に行われた記録があり、養老4(720)年には「放生会」が執り行われています。平安 京郊外の岩清水八幡宮では貞観5(863)年以降、8月15日の年中行事となっています。現代では 式典の際に白い鳩を飛ばすことがありますが、これは放生と同じ意味があるのではないかと思います。

7世紀末頃に、下野薬師寺を一族の氏寺として建立したとするならば、当然、一族は仏教に深い信仰心をもっており、魚や鳥でなく人を解放したとしても不思議ではありません。持統元(687)年には、帰化した新羅人14人を下野国に配置して田と食糧を給付したと日本書紀に記されています。

このほか、持統3(689)年4月8日にも、帰化した新羅人を下野国に置いた記録があります。翌年の690年にも新羅人を配置しています。朝鮮半島から来訪した人の多くは文化的生活をした人々で、仏教の信仰などについても造詣が深い人達が多かったと考えられます。

古麻呂の成長期にこのような環境の影響を受けていたとするのならば、奴婢600人の解放が行われたとしても不思議ではありません。

中央政権での活躍

文武天皇4(700)年には、中央で直広参の階級を得た古麻呂は、直広壹藤原朝臣不比等、直広貳粟田朝臣真人らとともに大宝律令の選定の任を受けています。

大宝元(701)年、大宝律令が完成し、古麻呂 は新しい法律の考え方、解釈を親王、諸臣、百 官に向けて講義を行っています。

大宝2(702)年には古麻呂は勅により、従三位の大伴宿祢安麻呂、正四位下粟田朝臣真人らとともに朝政の議論に参加するよう命じられています。大宝3(703)年2月15日には、律令選定の功労により、古麻呂は田10町封戸50戸を賜ります。翌3月7日にも功田20町を賜っています(続く)。



イメージ 下毛野朝臣古麻呂 出典「ビジュアル下野薬師寺解説図録」